

一般財団法人長野県建築住宅センター 構造計算適合性判定業務約款

（責務）

第1条 構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を申請した建築主（建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国等の機関の長等を含む。）又はこれらの代理人（以下「甲」という。）と一般財団法人長野県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、これに基づく命令、告示、条例及びこれに係る通知並びに長野県知事が定める基準を遵守し、この約款及び一般財団法人長野県建築住宅センター構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、業務規程に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなくてはならない。
- 乙は甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 甲は、業務規程第21条第1項の規定により別に定めた判定手数料を、第3条第1項に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 前項の規定は、甲と乙が別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

（業務期日）

第2条 乙の業務期日は、乙が業務規程第10条第1項による判定申請図書等を受付けした日から14日以内とする。

- 前項において、業務規程第12条第5項の規定により乙が建築主等に対し追加の図書等を求め提出しそれを受けるまでの間は期間に含めない。
- 乙は、判定が法第20条第1項第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合、その他国土交通省令で定める場合においては、第1項の期日を35日の範囲内で延長することができる。
- 乙は、前項にかかわらず、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに業務を行うことができない場合は、甲に対してその理由を明示した上で、必要と認められる 業務期日の延期を請求することができる。

（判定手数料の支払期日等）

第3条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日までとする。

- 甲は、判定手数料を、前項の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法により支払うものとする。
- 前項の振込みに要する費用は、甲の負担とする。
- 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、別の支払い方法をとることができる。

（費用の負担）

第4条 判定申請図書等の提出に要する費用は甲の負担とし、業務規程第16条第1項による「適合判定通知書」又は「適合しない旨の通知書」（以下「適合判定通知書等」という。）の交付に要する費用は乙の負担とする。

（甲の協議義務）

- 甲は、乙から判定申請図書等について説明を求められたときには、これに応じなければならない。
- 甲は、乙が判定に係る審査（以下「審査」という。）の実施にあたって必要があると認め、構造計算に関する説明を求めたときは、必要な措置を講じなければならない。
- 乙が審査の実施にあたって、判定申請図書等又はその記載事項において、誤字、脱字、記載漏れ、乱丁、落丁その他これらに類するもので、軽微なものと判断されるもの又は審査すべき事項に不明な点を認め、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定できない場合において、書面により甲に対し期限を定めて追加の図書等を求めたときは、甲は必要な措置を講じなければならない。

（審査中の補正の制限等）

第6条 乙は、判定申請図書等の記載事項について、図書又は図書相互における不整合がある場合は図書の差替え又は訂正による申請者の補正を認めず、構造計算が適正に行われていないものとする。

（秘密保持）

第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のためにしようとしてはならない。

（甲の解除権）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙の書面をもって通知してこの契約を解除することができる

- 乙が正当な理由なく、第2条に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
- 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当機関を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 前項のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を届出してこの契約を解除することができる。
- 第1項の契約解除の場合、甲は手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって生じた乙の損害について、その賠償の責めに応じないものとする。
- 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 甲が正当な理由なく、第1条第4項に掲げる手数料を同項に定める支払期日までに支払わない場合。
- 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当機関を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに応じないものとする。
- 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（甲が負う責任に関する事項）

第10条 乙は、甲がこの契約に違反した場において、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰する事ができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

（乙が負う責任に関する事項）

- 第11条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。
- 甲は、前項の定めに係わらず、適合判定通知書の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。

ただし、その誤りが次の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

- 甲が指針に従って行わなかったことその他甲の帰すべき事由
- 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと
- 前号のほか、乙の責に帰することができない事由
- 前項の請求は、適合判定通知書の交付の日から5年以内に行わなければならない。
- 甲は、適合判定通知書の交付の際に判定の誤りがあることを知ったときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を交付の日から6か月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

（損害賠償の額）

第12条 前2条における損害賠償請求額は、判定手数料の10倍を上限とする。

（別途協議）

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（附則）

この約款は、平成27年6月1日より施行する。

（附則）

この約款は、令和7年8月1日より施行する。